

大島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)5年度 人件費率
令和6年度	人 6,813	千円 9,754,237	千円 136,776	千円 1,391,579	% 14.3	% 15.2

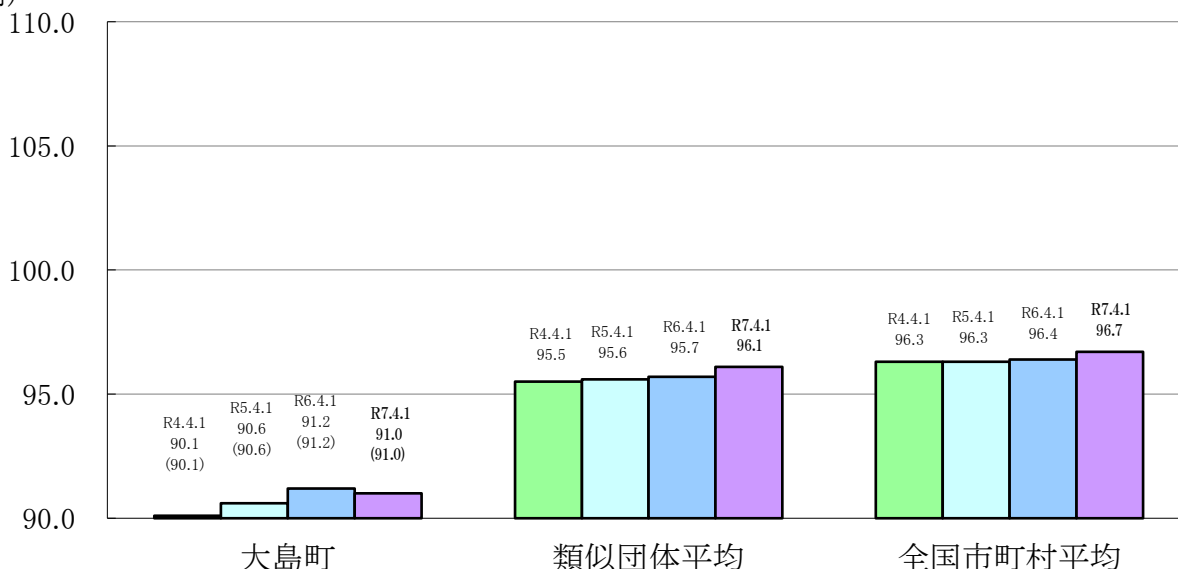
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)町村類型 Ⅱ-2平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 135	千円 476,776	千円 147,440	千円 194,698	千円 818,914	千円 6,066	千円 5,840

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準16％に対し、大島町においては4％を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4％、令和8年4月1日からは10％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0％	16％	16％
大島町の支給割合	0％	4％	10％

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大島町	43.0 歳	299,711 円	380,956 円	339,498 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 (A) / (B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大島町	*	1 人	*	*	*				
うち給食調理員	*	1 人	*	*	*	調理士	42.7	324,000	—
東京都	50.3 歳	1,189 人	289,995 円	391,360 円	357,218 円				
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	337,907 円				
類似団体	50.4 歳	3 人	289,606 円	325,294 円	305,365 円				

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	(C)/(D)
大島町	—	—	—
うち給食調理員	*	4,273,000 円	*

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分	大島町	東京都	国	
一般行政職	大学卒	220,000円	225,500円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	185,400円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

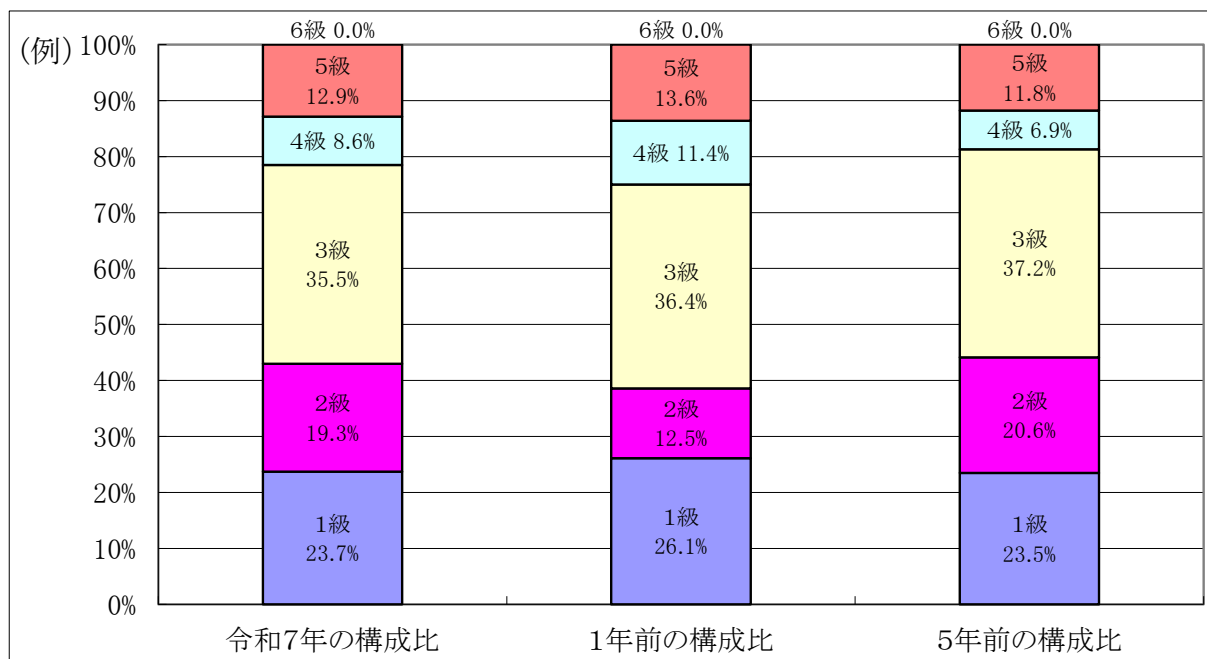
区分	学歴	経験年数10年～14年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年	経験年数30年～34年
一般行政職	大学卒	2,739,000円	3,471,000円	3,734,000円	3,484,000円
	高校卒	2,424,000円	3,092,000円	3,547,000円	3,494,000円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

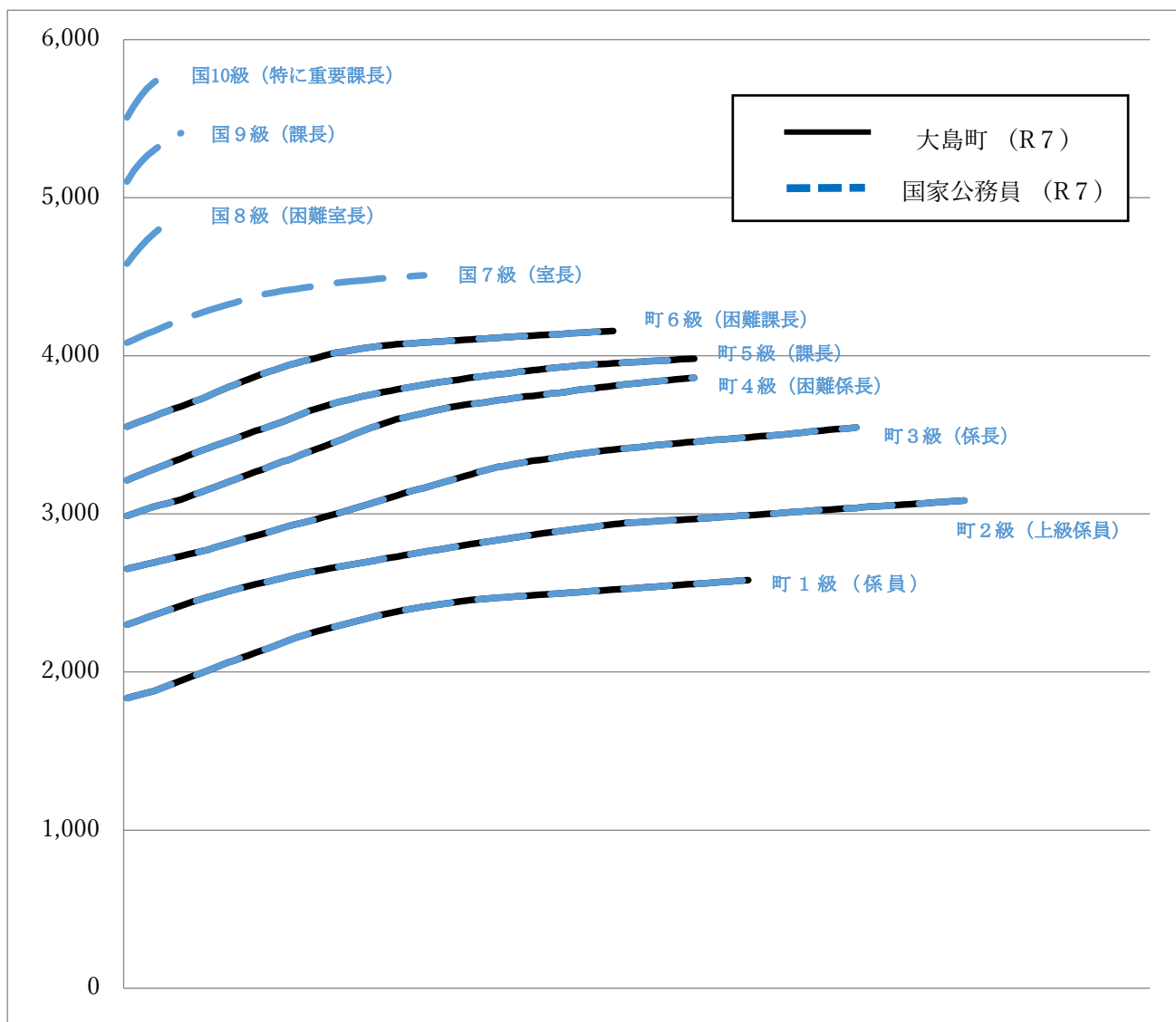
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	統括課長	0人	0%	335,000円	415,700円
5級	課長、室長、局長、主幹	12人	12.9%	309,800円	398,200円
4級	統括係長	8人	8.6%	287,300円	386,100円
3級	係長、主査	33人	35.5%	261,300円	354,700円
2級	主任	18人	19.3%	230,000円	308,500円
1級	主事	22人	23.7%	183,500円	258,100円

- (注) 1 大島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級、2級及び3級を1級に統合、6級を新設）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大島町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 島 町	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,333千円	1人当たり平均支給額(6年度) 2,053千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級 等による加算措置 役職加算 3～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級 等による加算措置 役職加算 3～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職の等級等 による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大島町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

大島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
消防職員加算					
1人当たり平均支給額	自己都合	2,539千円			
1人当たり平均支給額	勸奨・定年	71,056千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	4%	140人	4%

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2,371 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		79,037 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		21.1 %		
手当の種類（手当数）		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	業務に従事した職員	伝染病が発生し又は発生するおそれのある場合において、防疫作業に従事する	0千円	日額1,000円
行旅病人、同死亡人取扱作業従事職員特別手当	業務に従事した職員	行旅病人、同死亡人取扱に従事する	0千円	日額1,000円
公金徴収職員特別手当	税務課職員	専ら外勤により公金の徴収をする	33千円	日額300円
犬、猫等死亡死体処理作業従事職員特別手当	水道環境課職員	道路等において飼い主の分からない犬、猫等の死体を回収し処理する	3千円	1回500円

蜂駆除作業従事職員特別手当	水道環境課職員	蜂駆除作業に従事する	9千円	1件700円
クリハラリス処分作業従事職員特別手当	出張所職員	クリハラリスの殺処分作業に直接従事する	83千円	1回100円
火葬場火葬作業従事職員特別手当	水道環境課職員	遺体の搬送で霊柩車の運転に従事又は火葬作業の補助に従事する	39千円	1回1,500円
救急救命士特別手当	消防職員	救急救命士の資格を有し救急業務に従事する	2,205千円	日額1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	78,812千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	616千円
支給実績(5年度決算)	76,614千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	585千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 3,000円 子 各11,500円 その他の扶養親族 各6,500円 16歳から22歳の子について 1人5,000円加算	同		15,424千円	280,445円
住居手当	世帯主である職員に支給 賃貸住宅(支給限度額) 28,000円	同		13,030千円	271,458円

通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 交通用具使用者 通勤距離2km以上5km未満 2,000円 通勤距離5km以上10km未満 4,200円 通勤距離10km以上15km未満 7,100円 通勤距離15km以上20km未満 10,000円 通勤距離20km以上25km未満 12,900円	同		5,470千円	52,596円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合に支給 4,400円	同		1,099千円	22,424円
消防本部夜勤手当	夜勤勤務をした場合に支給 5,800円	同		11,211千円	622,856円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(平成26年10月から定額化) 統括課長 62,300円 課長 59,500円 主幹 55,500円	異	支給対象者が異なる	9,996千円	714,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給 15,000円以内	異	支給額が異なる	898千円	64,143円

5 特別職の報酬等の状況(7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	800,000円 (800,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 505,800円
	副 町 長	690,000円 (690,000円)	710,000円 / 495,000円
	教 育 長	640,000円 (640,000円)	

報酬	議長	300,000円 (300,000円)	375,000円 / 210,000円	
	副議長	220,000円 (220,000円)	307,000円 / 188,000円	
	議員	200,000円 (200,000円)	286,000円 / 165,000円	
期末手当	町長 副町長 町長	(6年度支給割合) 2.50月分		
	議長 副議長 議員	(6年度支給割合) 2.60月分		
退職手当	町長	(算定方式) 800,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 12,800,000円	(支給時期) 任期毎
	副町長 町長	690,000円×在職年数×3.0	8,280,000円	任期毎
	町長	640,000円×在職年数×2.5	6,400,000円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況 ここから

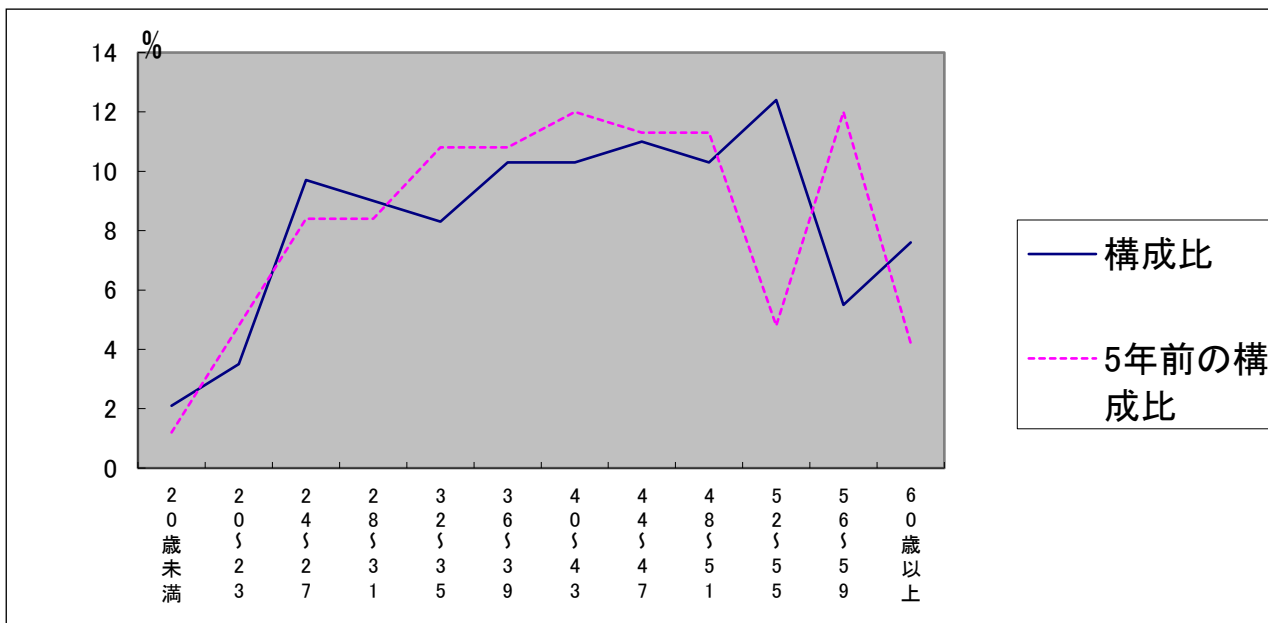
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通 会 計 部 門	一般行政部門	議会	2	2	-	事業変更による増 事業変更による減 退職による減 退職による減 事業変更による減
		総務	37	39	+2	
		税務	7	6	△1	
		民生	23	21	△2	
		衛生	13	12	△1	
農水		6	6	-		
商工 土木		11 8	11 7	- △1		
	計	107	104	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.65人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 121.21人)	
	教育部門	8	9	+1	事業変更による増	
	消防部門	20	21	+1	新規採用による増	
	小計	135	134	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 196.68人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 144.41人)	
公営 企 業 計 等 部 門	水道	6	5	△1	事業変更による減	
	その他	6	6	-		
	小計	12	11	△1		
合計		147 [244]	145 [244]	△2 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 212.83人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	5人	14人	13人	12人	15人	15人	16人	15人	18人	8人	11人	145人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度							過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政	123	120	118	112	107	104	△19(△15.4%)	
教育	10	11	10	8	8	9	△1(△10.0%)	
消防	22	23	19	19	20	21	△1(△4.5%)	
普通会計計	155	154	147	139	135	134	△21(△13.5%)	
公営企業等会計計	12	12	12	11	12	11	△1(△8.3%)	
総合計	167	166	159	150	147	145	△22(△13.2%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 499,382	千円 △5,913	千円 28,792	% 5.77	% 4.96

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 6	千円 18,629	千円 4,260	千円 6,865	千円 29,754	千円 4,959	千円 7,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大島町	42.2歳	297,080円	413,250円
団体平均	44.3歳	368,401円	590,688円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（7年4月1日現在）

大島町（一般行政職）と同様。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

大島町（一般行政職）と同様。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	4%	5人	4%

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		31千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		15,250円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		40.0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
有毒ガス取扱 作業従事職員 特別手当	水道環境課 水道施設係職員	有毒ガス取扱作業 に従事した職員	15千円	1回500円
劇薬物等取扱 作業従事職員 特別手当	水道環境課 水道施設係職員	劇薬物等の取扱い に従事した職員	16千円	1回500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	2,627千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	525千円
支給実績（5年度決算）	2,686千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	538千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同		600千円	300,000円
住居手当	一般行政職と同じ	同		293千円	292,500円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		143千円	71,350円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		0千円	0円